

答 申 書 (案)

平成 27 年 月 日

門真市教育委員会 様

門真市子ども・子育て会議
委員長 合田 誠

門真市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

平成 25 年 9 月 2 日付け門健福第 443 号にて諮問された標記計画（案）の策定及び当該計画の推進に係る事項について、当会議を計 11 回開催し慎重に審議を重ねた結果、本計画案を適当と判断し、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、審議過程において委員より述べられた意見や要望等を踏まえた下記の事項について、十分配慮した上で計画に示される施策について着実に実行されることを要望します。

記

1 「子どもの最善の利益」の実現について

計画の根幹ともなる「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たっては、保護者への「子育て」支援の視点のみならず、新制度の主役である「子ども」の育ちを最優先し、「子どもの最善の利益」の実現に向け、子どもの視点に立った各施策の推進に取り組まれない。

2 質の高い教育・保育の提供について

子ども・子育て支援新制度での柱としても掲げられている「質の高い教育・保育」を確保するため、各成長段階に応じた必要な教育・保育となるよう適切な提供に努められるとともに、幼稚園、保育所、認定こども園等、施設及び事業の形態によって教育・保育内容に差が生じないように実施されたい。

また、当会議において審議を行った「門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」、「門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の運用に当たっては、教育・保育の質の低下を招かないよう適切な運用を実施されたい。

3 認定こども園への移行について

保護者の幅広いニーズに対応するため、認定こども園への移行の促進に努められるとともに、とりわけ公立園においては、公立の担う役割として率先して移行に努められたい。

4 保護者の多様な就労形態等への対応について

本計画は、保護者の就労の有無を問わず、すべての保護者を対象としていることから、支援に当たっては、保護者の就労の有無や就労時間帯により支援に差が生じないように平等性の確保に努められたい。

5 利用者負担について

教育・保育施設等の利用者負担額については、国の仮単価の段階での検討であったため、新制度施行後は見直しについて検討が必要であると考えます。とりわけ2号及び3号認定（保育認定）に係る利用者負担額については、国基準に対する利用者負担額の状況、1号認定（教育標準時間認定）との均衡、また近隣市の状況などを踏まえつつ検討されたい。

6 制度の周知について

子ども・子育て支援新制度の制度内容が非常に複雑であるため、当事者である保護者や事業者に対して、新制度施行後も引き続き周知を行うよう努められたい。

7 企業や地域との連携について

ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の就労支援の実施に当たっては、企業との連携が不可欠であるため、先行的な取組等について企業への周知に努めた上で、効果的な施策の推進に努められたい。

また、地域における子ども・子育て支援の重要性も高いことから、行政と地域との連携を強化した上で計画を推進されたい。

8 教育委員会が一体となった施策の推進について

各施策の連続性を確保するため、就学前後の教育や子どもの育ちを途切れさせないための切れ目のない教育の推進や、放課後の児童の居場所となる放課後児童クラブの運営に当たっては、学校現場も含め教育委員会が一体となって推進に努められたい。

9 計画の進行管理について

計画の推進に当たっては、定期的に進捗状況を把握したうえで、保護者のニーズや実態に即した施策展開を実施されたい。とりわけ、数値目標を掲げている事業等については進行管理を徹底し、実情に即した計画の見直しも視野に入れた実効性のある計画となるよう努められたい。